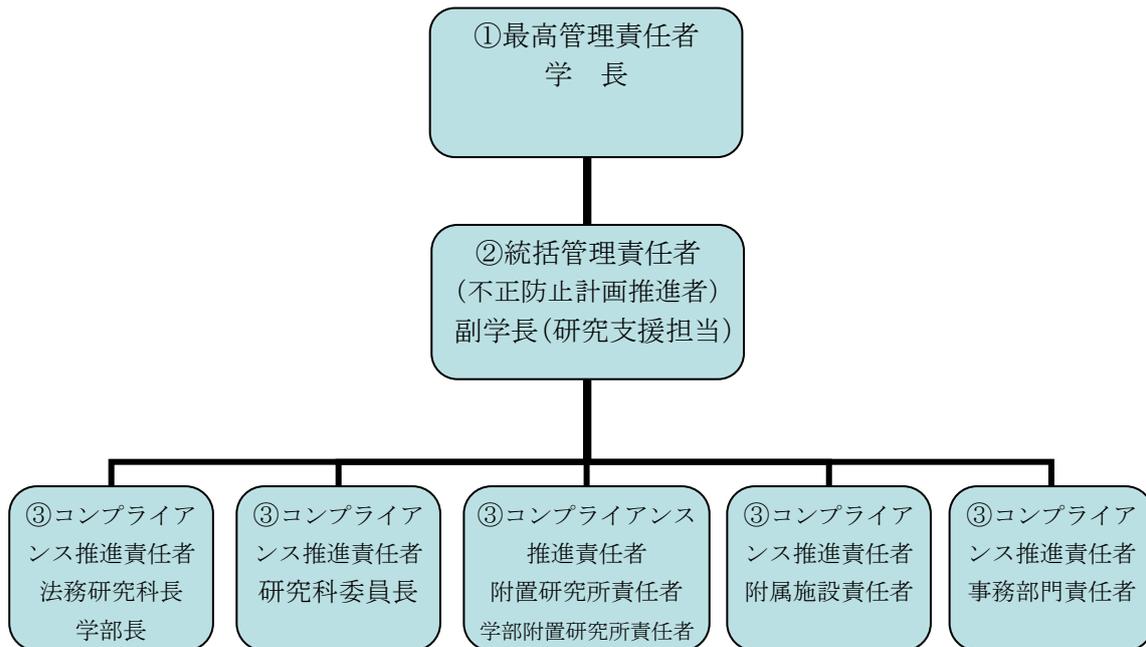


「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく研究費等の運営・管理に関わる者の責任と権限の公表について

学習院大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) 第1節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、研究費等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体制について、以下のとおり学内外にホームページでも公表されています。

研究費等の管理責任体制図及び職務内容



①最高管理責任者

- ・職 名 学 長
- ・責任と権限 大学全体を統括及び適切にリーダーシップを発揮し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者 (不正防止計画推進者)

- ・職 名 副学長
- ・責任と権限 最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③コンプライアンス推進責任者

- ・職 名 法務研究科長、学部長、研究科委員長、図書館長、スポーツ・健康科学センター所長、計算機センター所長、外国語教育研究センター所長、東洋文化研究所長、史料館長、経済経営研究所長、人文科学研究所長、生命分子科学研究所長、国際センター所長、基礎物性研究センター所長、各事務部門の長
- ・責任と権限 大学内の各部門における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。